

経税部
だより

令和7年度税制改正「103万円の壁」問題

税理士 井上 弘之

令和7年度の税制改正で、これまでパート労働者等の働き控えの一因となっていたいわゆる「103万円の壁」が改正され、所得税の課税最低限が103万円から160万円へと増額されました。また、配偶者控除・扶養控除の所得金額要件も引き上げられました。ここでは、103万円の壁がどのように改正され、それが他の控除にどのように影響を及ぼしたのかを詳しく見ていきます（この論稿では夫が扶養している側、妻と子が扶養される側でパート等の給与所得者と前提します）。

1. 「103万円の壁」

「103万円の壁」とはパートやアルバイトとして働き、給与収入を得ている方の所得税の課税最低限のことです。給与所得者の課税対象は給与所得ですが、給与収入（年収）から給与所得控除額を引いた残高が給与所得であり、給与所得から基礎控除額を引いた残額があれば、その残額に所得税率をかけて所得税を算出します。給与所得控除額の最低限は55万円、基礎控除額は48万円なので、パートの方の年収が55万円と48万円の合計額である103万円以下なら所得税はかからないということになります。反対に、給与収入が103万円を超えれば、超えた金額に対して所得税がかかるので、年収が103万円を超えないように労働時間を調整して働き控えをするということが行われています。

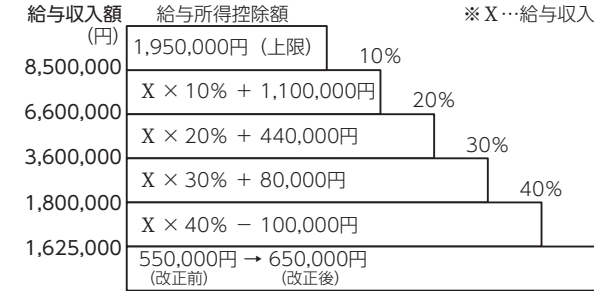
2. 令和7年度税制改正

「働き控え」を解消するために、本年度、各種の税制改正が行われました。

（1）給与所得控除の引上げ

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました（図1）。

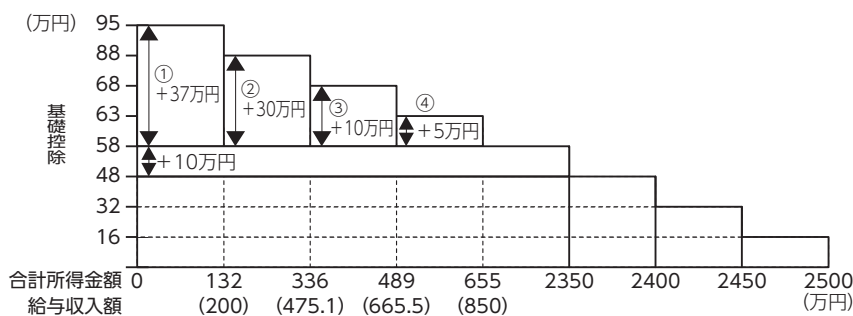
図1 給与所得控除額



（2）基礎控除額の引上げ

合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除額が10万円引上げられ、58万円となりました（図2）。

図2 基礎控除



（3）基礎控除額の上乗せ特例

合計所得金額が655万円（給与収入850万円）以下である場合、所得金額に応じて基礎控除の金額に、一定の金額が加算されます（表1）。

表1	合計所得金額	控除額	
①	132万円以下	37万円	① 恒久的措置
②	132万円超 336万円以下	30万円	②～④ R7・8年のみ
③	336万円超 489万円以下	10万円	
④	489万円超 655万円以下	5万円	

（4）同一生計配偶者・扶養親族の要件の引上げ

基礎控除額の引上げに伴い、同一生計配偶者と扶養親族の合計所得金額要件が58万円（改正前48万円）に引き上げられました。これにより、夫は妻や子の給与収入が123万円までは配偶者控除や扶養控除を適用できるようになりました（図3・4）。

図3 配偶者控除・配偶者特別控除

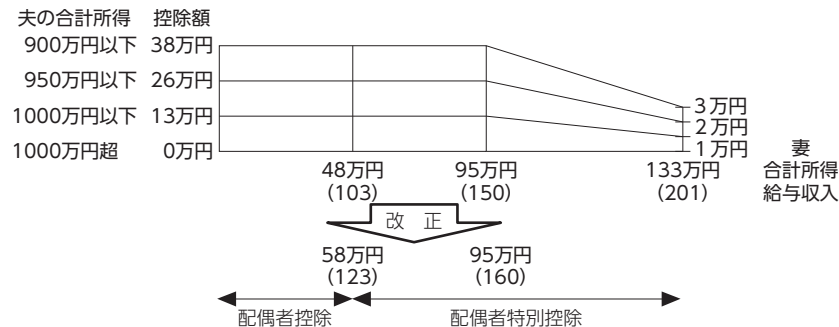
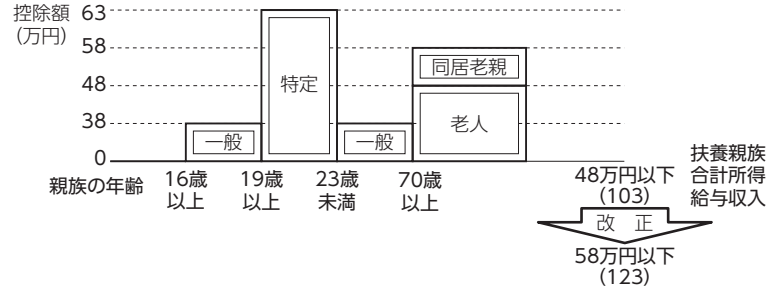


図4 扶養控除



（5）特定親族特別控除の創設

学生アルバイトの「就業調整対策」として特定親族特別控除が創設されました。この制度は、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の子の給与収入が123万円（合計所得金額58万円）を超えて150万円（合計所得金額85万円）までは、その親が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられるというものです。子の給与収入が150万円を超えた場合は、特別控除額は段階的に通減します。この制度により、アルバイトをしていた子は給与収入が123万円（改正前103万円）を超えて働いても、親の所得控除が直ちに63万円から0になるのではなく、150万円までは今までどおり63万円の控除をとることができ、150万円を超えて働いても、一定の控除額をとることができます（図5・表2）。

図5 特定親族特別控除（19歳以上23歳未満の扶養親族）

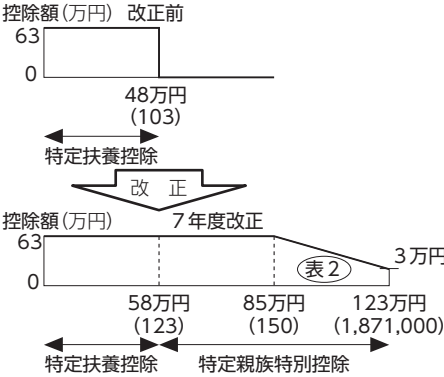


表2

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

3. 「103万円の壁」は「160万円の壁」に

（1）妻・子の課税最低限

2. で説明した給与所得控除額・基礎控除額の増額によって、パート・アルバイトで働く妻・子の年収の壁は103万円から160万円となりました（給与所得控除額の最低額が65万円、基礎控除額は年収が200万円以下の場合95万円となったので、両者の合計160万円）（図6-1・2）。

すなわち、妻や子の年収が160万円以下なら所得税は非課税ということです。また、個人住民税については、所得税の場合と同じように給与所得控除額の最低保障額が65万円に引き上げられたものの、基礎控除額等は45万円のままの据置となりましたので、課税最低限は65万円と45万円の合計額の110万円（改正前100万円）となりました（※令和8年度分以降の個人住民税から適用）。

図6-1 103万円の壁

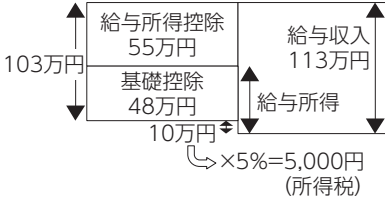
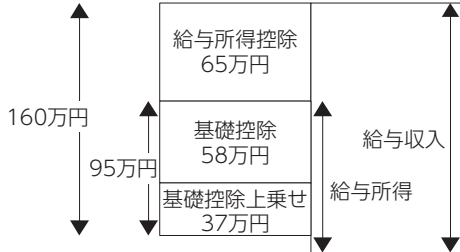


図6-2 160万円の壁



（2）夫の側から見た場合の妻・子の年収の壁

夫から見た場合、自分が扶養する妻や子の年収はいくらまでなら今まで通り配偶者控除や扶養控除をとることができるのでしょうか。

①配偶者控除・配偶者特別控除

今回の改正により、妻の年収が160万円以下なら配偶者控除・配偶者特別控除は今までどおりとることができます（夫の合計所得金額が900万円以下なら配偶者控除・配偶者特別控除ともに38万円）（図3）。

②扶養控除（子の場合）

- 子が16歳以上19歳未満の場合
子の年収が123万円以下なら今までどおりの扶養控除（1人当たり38万円）をとることができます（図4）。
- 子が19歳以上23歳未満の場合
子の年収が150万円以下なら特定扶養控除・特定親族扶養控除（1人当たり63万円）をとることができます（図5）。

※なお、社会保険料の壁には現在、変更はありません。